

第26回議会のあり方等検討特別委員会議事概要

日時：平成22年8月26日（木）

午後1時から

場所：第1委員会室

【竹井委員長】 お集まりいただき大変ありがとうございます。午前中は議運が開催をされて、いよいよ来週から、我々、任期最後の9月の定例会も開催することとなりました。これは、大変お忙しい時期を迎えておりますけれども、最後のあり方委員会を開催して、この後、事項書にも少し載せておりますが、この結果をもって9月定例会での最終報告と、そして、議長のほうへの簡単な答申を出そうかというふうに考えております。その資料の確認というふうなことで、きょう、会議のほうをお願いしたと。

それでは、座ってやらせていただきます。

前田稔委員は所用があるということで、きょうは欠席の報告を受けております。松上委員、それから服部副委員長ともに少しおくれるというふうに連絡をもらっておりますので、時間の関係もありますので始めさせていただきます。

第26回の議会のあり方等検討特別委員会を開催させていただきます。事項書に基づきまして進めさせていただきます。

まず、1番目。第25回の特別委員会の議事概要及び決定事項の確認について、事務局長より報告をいたさせます。

事務局長。

【浦野事務局長】 それでは、25回のあり方特別委員会における決定事項につきまして、まず、次回の日程は8月26日の議会運営委員会の前後に開催する。

次、次回の特別委員会には、議会改革推進会議の要綱、常任委員会ごとの政策テーマの研究のスケジュール的なものを提出する。

以上です。

【竹井委員長】 25回の決定事項につきましては、開催日程と、それから、きょう、事項書にも載せております各資料についての提出ということでございました。

それから、議事概要についてもお手元のほうに配付をいたしておりますので、これも従来どおり確認の上、発言等、少し趣旨の違うところ等ございましたら、また事務局のほう

にお申し出をいただきたいと思います。

第1番目の決定事項の確認についてはよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 ありがとうございます。

それでは、2の項に入らせていただきます。

議会基本条例における調整事項についてを議題とさせていただきます。

お手元に、A4の横の一覧表を配付いたしております。各条例の3列目、検討・実施事項というところをごらん願いたいと思います。

各条ごとに、一応、今の段階でこの程度はやっておきたいというふうなことを過去の会議ですっと列挙しておりまして、物によりましては既に改正済み、それから今検討中と、さまざま、議長のほうのお取り計らいの中でいろいろなものが進んでおりますが、まだそこまで行っていないものもありますので、それを全部ピックアップしたものをここに記載しております。それでは、1条ごとに説明をしながら、また意見をいただいたり、調整をしたいというふうに考えております。

それでは、まず、最初に、第3条の定義というところで、その他の団体、どんな範囲をいうのかということで、少し事務局で調査をさせましたので、それを報告させていただきます。

事務局長。

【浦野事務局長】 それでは、各種団体に関する資料ということで、執行部のほうへ照会をかけて各室からまとめさせていただいた一覧表が資料1という形で、一覧表にさせていただきます。

まず、白地の初めのページのほうから産業建設委員会の所管する部署の各団体でございますが、これが26団体ございます。それから、ブルーの、水色のところの部分からは教育民生委員会の所管に関する団体、64団体ございます。それから、ちょっとめくっていただきまして、ベージュ色の部分が総務委員会の所管する団体ということで、19団体ございました。合計109団体になっておると思います。

それで、一番最後のページの表側というんですか、ベージュ色の番号12番、市民ネット登録団体189団体ということで、これは市民部の市民相談協働室から上がってきた団体でございますけれども、これは、市民ネットというホームページがございまして、そこへ登録するという、情報を発信している発信のための団体ということで、特にこの団体に

つきましては各室から上がってきたのと重複している部分もございますので、参考までにということで、資料2という形で一緒に添付をさせていただいております。

なお、うちから照会をかけた段階では、一応、行政とかかわりがある団体を把握するというので、各常任委員会が各種団体と意見交換の場を設けるためということで依頼をしております。団体名、活動内容、構成人数、補助金交付の有無と補助金の金額、それと市のかかわり方、所管する部・室名という形で調査内容を依頼して回答を得た一覧表となっております。

以上です。

【竹井委員長】 ただいま、お手元のほうに2種類の調査表が配付をされております。

1点目は、局長から今報告がありました、各部と直接的にかかわっている団体の一覧ということで、各常任委員会ごとのものを提出していただきました。それから、もう一点は、ナンバー2で、亀山市民ネットという資料がございます。ただ、この市民ネットについては、完全にホームページから情報を発信するだけというふうになっておりますのと、直接的に担当部とのかかわりが余りないような感じですので、あくまでも参考程度に、これはこういう団体があるということにさせてもらいました。ナンバー1とナンバー2とダブっているところを消そうというふうなことの作業もしてもらおうと思ったんですけど、なかなかわかりづらいということで、市民ネットについてはこういうものが今登録をされているということで、ダブっている団体と市民ネットにだけ登録をされている団体とありますので、団体としてはもっと多いんだろうと思いますけど、各関係団体と所管部が関連するということでは、ナンバー1のほうで確認をお願いしたいというふうに思います。

それから、この件にかかわりまして、まちづくり基本条例に言う団体について、少し事務局から確認をいたさせました。当局のほうの見解はすべての団体というふうな見解になっておりまして、要するに、亀山市にある団体はすべてだと。じゃ、すべてって何なのって確認しても、今私たちがわかるのは、この資料1、資料2ぐらいしか今のところ役所としてはつかんでいないということでありまして、基本的には、3条に言う定義についてはまちづくり基本条例に言う団体と同じにしたいというふうには考えておりますが、そのすべての団体を全部、名称ほか出せと言われると、多分、企画部のほうも持っていないというふうには考えておりますので、一応、定義としては、まちづくり基本条例と合わせますということは確認をしていただきたいというふうに思います。

今回提出した資料は、この後、議題にも載っております、各常任委員会と調査、研究を

する団体を探すための資料としては、ここに掲げた団体が対象団体としてとりあえず取り扱おうということで、この団体を列挙させていただいた、そんなふうな考え方でお願いをいたしたいと。

団体に関しまして何か、確認したいこととか御意見があれば受けたいと思います。特に教民に関しては随分、当然多くなっておりますけれども、よろしいですかね。こういう団体があるということで確認をしたということで。これも事務局のほうと今調整をして、定期的に調査をしないと、また改廃があったり追記があったりしてまいりますので、これについては、今後どこかの基準日を設けて各関係部には照会をしていくというふうなことも事務局には今依頼中ですので、またこれについてももう少し、毎回どの団体があるということがわかるような形で進めていきたいというふうには考えております。

じゃ、団体については以上のような考え方で定義をさせていただきますので、将来、自治基本条例みたいなものに持ち込みたいというふうに考えますと、まちづくりと同じ団体を扱うということだけは御確認を願いたいというふうに思います。よろしゅうございませうかね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 それから、次に、とりあえず最後ですので、ここに記載されてある部分についてまず報告をいたしたいと思います。

第4条につきましては、今、この7項目がピックアップされておまして、委員会の公開についての委員会条例の改正は、一部6月定例会でも改正済みとなっております。

それから、2番目の市民に対する説明責任の果たし方ということでは、常任委員会等の行政視察報告、今回、市議会だよりには丁寧に掲載がされておりましたが、同種のを今後も、市議会だよりや、それからホームページでも公開をしていくというふうなことで、今、事務局との調整を進めております。ですから、議会だよりの厚みによって内容が少なかったり多かったり過去はしておりましたけど、今後についてはきちっと文章の場所を設けるということで、事務局のほうは対応していくというふうなことで確認をしております。

それから、監視及び評価、これはいろんなものがあります。とりあえず今回は、決算委員会が9月に開催されるということで、これも議会運営委員会の中で、議論の仕方として報告の仕方については確認がされております。

4番目の政策の立案及び提言については、まだ細かなものがございませんので、これは検討課題ということで継続で検討していくということで、今回については何にも資料を出

しておりません。これは改選後、新たな体制の中で御議論を願うというふうなことであります。

それから、5番目の市民の傍聴の意欲を高める議会運営という中で、とりあえず案内をしなければならないと。特に公開する会議がふえましたので、どのように市民に周知をするのかということも議論になっておりますが、当面、1階ロビーの案内ボードの活用、それから、ホームページによるお知らせについては徹底をしていくということで今後運用していくと。それから、既に実施はされておりますが、傍聴席へ議案等を配付して、傍聴の方で閲覧をしていただく。これは一部既に配付がされておりますので、これについても継続してまた進めていくと。

それから、6番目の機能が十分発揮できる委員会のあり方ということで、議員間の自由討議が今回大きなテーマになっておりますので、これについては、資料の順番が後先になりますが、お手元にナンバーの5の資料が配付をされていると思います。これ、委員会だけの話ですけど、とりあえず委員会についてはこのような形で自由討議の進め方について午前中に開催をされました議会運営委員会で確認をされておりますので、当面、委員会につきましてはこのような形で自由討論を進めていくというふうなことで確認がされております。さまざまな場面で自由討論というのは出てまいりますけれども、とりあえず委員会については、このような形で確認がされております。

第4条、よろしいですかね。残っておりますのが政策立案及び提言、これについては全く今白紙状態であります。あとについては、ほぼ決定がされていると。さらにここに厚盛りをしていくのはまだになりますけど、9月議会に向けては、6項目についてはほぼ結論が出ているという内容でございます。ほとんど議運でやっておりますので、また報告はもらっていらっしゃるかと思いますが、確認をしていただきたい。よろしいですか、この内容については。自由討議は、特にけさ終わったばかりですので。また9月2日の正副委員長会議で、改めてこの内容については確認するというふうに聞いておりますので、委員の方は参加をする委員になりますので、また、報告等、確認を願いたいと思います。

それから、次に、第5条の議員の役割、責務というところでは、倫理条例の制定は、6月定例会でこれは済みました。それから、市民に対する説明責任の政務調査費につきましては、この後、15条に記載がされておりますので、15条で説明をしたいと思います。5条も、とりあえず今の段階では倫理条例の制定が行われたということでございます。よろしいですね、この部分について。

会派については、早い段階、昨年11月で確認されておりますので、会派についても反映済みと、2人会派もオーケーであると。

それから、第7条、議員研修の充実及び強化については、コンサルタントを活用したあり方の議会運営をさせていただきましたけれども、これが比較的効果があったというふうな考え方と、あと、事務局を1名増員するというのが、この時代1人を増員するのも大変厳しいということもありますので、コンサルやシンクタンク等の考え方を今後、事務局としても検討してもらおうということで、実は、これは予算化を伴いますので、すぐにはできませんから、これも来期の改選以降、来年度の予算に向けて新体制の中で議論をしていただくかというふうに考えております。ですから、これは引き継ぎ事項として、少しいろいろ研究してもらおうというふうなことを考えております。

この辺はどうですかね、コンサルやシンクタンクの考え方。これまで2年間いろいろやってきましたけれども、視察に来られると、ここが亀山の特徴ですというふうな話をするとなかなか、よその議会ではお金をつけてくれないというふうな悩みも聞くんですけども、皆さんのほうの、少しそれは効果があったのか、もっともっと活用すべきだったのか、もし御意見があれば、我々の政策立案機能になってまいりますので、これまでにはないやり方をさせていただけたらと。

ここら辺のところでもしお考えがあれば、来年度予算にかかわってまいりますので、全く必要ないものなのか、やっぱりある程度こういう機能を持っていたほうがいいのか、御意見があればちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

多分、テーマを持っておくというのは難しいというふうに考えておりますので、常設型で、どこかと契約をするなり大学と提携をするなりしておいて、テーマがあればその都度、また予算なり費用を発生させるというふうなものが一番安全かなとは思っています、年間100万とか150万出せというと、なかなか、この厳しい予算の中で難しいような考えを持ちますので。ただ、これもこの後お話をさせていただきます常任委員会の政策テーマとの関連も持ってまいりますので、今の事務局にすべてを求めるのは、多分難しいだろうと、専門的な知識も含めて。それでこういうふうな考え方を入れさせてもらっておりますので、特段、皆さんのほうでもういいよということであれば、これ、議長さんのほうへの答申書には入れさせていただきたいというふうに考えております。

よろしいですかね、こういう方向性を打ち出しても、引き継ぎとして、ぜひ入れておきたいというふうに考えております。

池田委員。

【池田委員】 この2年間見ていて、コンサルの方を導入していただいたということはすごくいい方向に進んできたと思います。これから今後進めていこうと思うと、さまざまな形でそのときに不安定でだれかお願いしようかなんてその都度交渉していく形よりは、常時バックに、例えば大学との連携がとれていれば、非常に気軽に相談体制等もとれていくと思いますので、そういう意味では、積極的にこういう部分の連携、委託、必要ではないかなと私は思います。

【竹井委員長】 ありがとうございます。

よろしゅうございますかね。皆さんの合意があるということにさせていただこうというふうに思います。ぜひ、また御意見があれば、来期に向かって少しまたお願いをしたい。

それでは、コンサルやシンクタンク等との連携、委託については、少しいろいろこれから検討、研究をしながら、予算化に向けて努力をしていってほしいというふうなことを書かせていただきます。

第8条、これが今回の一番大きなテーマの1つとなってまいります。市民参画です。要するに、議会報告会と、それからその前に常任委員会での政策提言機能強化をするということでこの会議では確認をしていただきまして、ツーステップ型の方法をとりたいというふうなことで今進めていこうとしております。

まず、の議会報告会の開催要領につきましては、昨年中に先進市の要綱を手に入れて、既に原案としては作成をされておりますが、今回は提出はいたしませんでした。その前にまだ常任委員会のことが絡むものですから、とりあえず原案といいますか、たたき台については作成済みでございます。多分、皆さんのお手元のほうにも1年ぐらい前のころに配付されておりますので、原案は作成済みで確認をお願いしたい。実際、始めるときには、もう一度それを引っ張り出して細かいものにしていかなければならない。

それから、全協とか常任委員会協議会、代表者会議の位置づけについては、特に、全員協議会と常任委員会協議会については、会議規則に載せましたので正式な会議になったと。これは、会議規則の改正をしております。代表者会議については、この前の代表者会議の中で、当面、内規扱いとして、公開を前提にもう少し議論を深めていくということで、来期への検討課題というふうになっておりますので、代表者会議についてはもう少し議論をした上で精査した上で、今後、公開に向けてどのように取り進めるかということが代表者会議の中で確認をされております。

それから、3番目もそうです。

4番目の委員会ごとの政策づくりについて議題にさせていただきます。お手元にナンバー3の資料とナンバー4の資料を配付させていただきました。事務局のほうから内容について提案をさせていただきます。

浦野局長。

【浦野事務局長】 それでは、ナンバー3の資料をごらんいただきたいと思います。

これは、常任委員会の調査、研究等のスケジュール(案)でございます。

まず、11月から2月にかけて、調査、研究等のテーマの決定、研究方法等の検討、スケジュールの設定、テーマについての調査、研究、勉強会等の実施、当然執行部なりコンサルタントとの絡みもございますけれども、まずは自由討議を中心に行い、また、正副委員長会議の活用と調整、正副委員長と事務局との打ち合わせということで、2月までということ。

それから、次、3月の定例会で閉会中の委員会の継続審査の申し出を行う。そうすると1年間通じて委員会が開会できますということです。

次、4月から7月にかけては、市民と関係団体との意見交換会ということで、また、行政視察の実施、テーマについての調査、研究、勉強会等の実施、執行部、コンサルタントの関係もございます。

続いて、8月に、テーマについての提言のまとめ、報告書を作成し、全員協議会での報告。

次に、9月につきましては、9月定例会で委員会の報告をしていただきます。

そして、10月に、その報告をもとに議長から市長への提言、また、ホームページ等での公表というスケジュールを案として提案させていただきます。

それから、ナンバー4のほうでございます。

亀山市議会常任委員会調査及び研究等実施要綱(案)でございます。

まず、目的、第1条、この要綱は、亀山市議会常任委員会(以下「委員会」という。)が、委員会の活性化と機能の充実のため実施する調査及び研究等について必要な事項を定めるものとする。

調査及び研究等の実施時期、第2条、調査及び研究等の期間は、毎年11月から翌年の10月とする。

次、第3条、調査及び研究等の実施方法、第3条、調査及び研究等は、次のとおり実施

する。1号、調査及び研究等のテーマ、調査及び研究等の方法、スケジュール等の決定。2号、定例会の閉会中の常任委員会の継続審査の申し出。3号、テーマに関する市民（関係団体）との意見交換会の実施。4号、テーマに関する行政視察の実施。5号、調査及び研究等の結果について、全員協議会、定例会での報告。第2項、調査及び研究等は自由討議を中心に行うこと。3項、意見交換会は、委員会の所管事務と関連のある各種団体等を対象に実施すること。第4項、調査及び研究等のテーマの数は限定しない。第5項、調査及び研究等の実施に当たっては、正副委員長会議での調整や活用を図ること。

次、意見交換会の内容、第4条、意見交換会における、司会進行、答弁者、記録者等は、各委員会において調整し実施する。第2項、意見交換会の日程及び会場については、対象となる団体等と協議し決定する。第3項、意見交換会の記録は、要点記録とする。第4項、意見交換会は、2時間程度とし、次第はおおむね次のとおりとする。1号、開会あいさつ。2号、議題提案。3号、意見交換、提言等。4号、閉会あいさつ。第5項、意見交換会での配布資料は、会議の内容に応じ各委員会において適宜準備する。

裏面へ行きまして、調査及び研究等の結果の報告、第5条、調査及び研究等の結果については、委員長が全員協議会及び定例会において報告し、議長に文書により提出する。第2項、議長は、前項で提出されたものを取りまとめ、市長に文書で政策提言等を行う。また、市長からの回答を得るものとする。第3項、前項の報告書等は市議会ホームページに掲載する。

附則、この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

以上です。

【竹井委員長】　ただいま事務局長から、常任委員会におけます調査、研究等のスケジュール案と、さらに、どんな形で開くのかということで、実施要綱の案についてもお示しをさせていただきました。

特にスケジュールの関係については、いろいろ議論、正副委員長との打ち合わせ、また、理事懇談会等の中で、11月か2月、少し長い期間をとっておりますが、一番ここが重要な場所だろうと、やっぱり、政策テーマを上げる、その段階でのさまざまな議論が一番重要じゃないかと、それができればあとはもう調査、まとめですので、特にこのところにウエートを置こうということで、当初、11月ぐらいでここが終わっていたんですけど、できれば長目にとろうということで、11月がちょうど新しい委員会ができて、11月末に所管事項説明があってすぐに12月議会ですので、なかなかスケジュール的にも厳しい

ことがあるので、2月までにということ、ちょっと長目にさせていただきました。初めてのことで、ちょっと長くしてあります。

あとは、継続審査の申し出をすることによりましていつでも常任委員会が開催をされますので、これ、協議会じゃありませんので、このテーマに関してはいつでも常任委員会ですので、正式な会議として扱うということにしてあります。ですから、常任委員会としての正式な会議がそこでは行われているということにしてあります。

4月～7月で、一番重要なテーマであります市民関係団体とのものであれば、そこでの意見交換会も少しきっちり行っていこうと、これがワンステップの議論ですので、当面、ここの部分を大事にしていきたいというふうな考え方です。

最後に全協で報告し、定例会で報告し、市長への提言書として出すと。できれば、市長からの回答も得たいと。これは、最後の回答のところまでまだ行政サイドとは調整がついておりませんが、出した以上回答も欲しいなということで、11月から11月、ダブっていますけど、そんなサイクルを考えさせていただきました。

それから、要綱については、今、事務局長が報告をしましたとおり、やはり、要綱がないとそれぞれ進めにくいだらうということで、この要綱に従って各委員会で進めていただくというふうなことで策定をさせていただきました。ただ、実施日については、まだ少し議長との調整が終わっておりませんので、若干おくれるのかこの日になるのかについては、もう少しお時間をいただきたいというふうに考えております。少し、またペンディングされる可能性はあるということです。

以上の内容で案として提案をさせていただきますので、御意見があればちょうだいしたいと思います。

どうでしょうか。多分、ここにいらっしゃる方が次の委員長候補に近い方ばかりですので、委員長になるときの考え方の中で、少しこういうところがわからない、もう少しこういうふうに詰めておいたらどうだという御意見があれば。もう一遍この内容は正副委員長会議で詰めますけど、ここでは決められませんので、ただ原案ですので、御意見があればちょうだいしておきたいと。

スケジュール的なものはどうですかね、ぱっと見ていただいて。もうちょっとこの辺をこうずらしたらどうだというふうな。よろしいですかね。来期、すぐ始まりますので。よろしいですか。案ですので、多分、やりながらどんどん作り変えていく格好になると思いますけど、少し、流れ的な面。

それから、スケジュール案の11月～2月の横に、正副委員長会議の活用と調整というふうに入れさせていただきました。やはり、ここで少し、レベル合わせをしておきたいという考え方です。委員会によって余り、テーマの重い軽いという表現はちょっとまずいかもしれませんが、何か、同じようなレベル合わせは少し必要かなということ。それから、あと、正副の委員長と事務局との調整、これも少し重要かなと。私もずっとあり方の委員会をやっていて、やはり正副委員長と事務局との意思疎通がいろいろないとなかなかうまく回っていかないの、事務局任せであったり副委員長任せであったりということではまずいので、きっちりそこはお互いが調整をしていくというふうなことで、この2点が今回の少し重要なポイントかなというふうに考えております。これはまた次の新しい議長を中心に、正副委員長会議の活用というものが非常に重要ではないかな、そんなふうに考えております。この辺については、また新たな委員会を活用するというところを入れさせていただきました。

これから、あと、今までですと副委員長が全部視察場所を探し、それから報告をするというのが亀山市議会の慣例になっておりましたが、これがスタートしますと一切なくなります。みんなで視察に行って、みんなで意見をつくって、みんなで報告をすると。鈴鹿の例を聞くと、私の知っている方が委員長のときには全員にレポートを書かせたとかと言っていましたけど、全員がレポートを書くことによって意見のばらつきが出る、そのばらついた意見を調整して1つの意見に固めているというふうなことをやったというふうなことを聞いておりますので、これはまた委員会の中で決めてもらうんでしょうけど、全員がレポートを出すというのも1つの方法なのかなというふうな感じもしました。

ですから、また、鈴鹿の状況もとらえながら、皆さんも鈴鹿の議員でお知り合いの方があれば、先行してやっておりますので、そういうお知恵も入れながら、とはいうものの、もう2カ月先にはこれ、改選で受かってくればすぐに始まる内容ですので、また、今のポイントだけは確認をしておいていただきたいというふうに考えております。

一応、たたき台としてつくらせた案ですけれども、これでよければ議長のほうに提出をして、どの場面になるかまだわからないですけど、議長のほうにお任せをして、早い段階ですと、9月2日に正副委員長会議も控えておりますのでそのタイミングなのか、それを外すと多分新しい改選後の委員会になろうかと思っておりますけれども、どちらかをお願いをしたいと。よろしいですかね、内容については。

議長、どうぞ。

【水野議長】 非常にいい案をつくっていただきましてありがとうございました。

もちろん議会の活性化という意味では、政策提言というものが非常に、1つの重さになっていますので、そういう意味では常任委員会の提案権もできましたし、そういう意味での固めていくというのが大事だと思っています。正副委員長会議の活用、調整ってありますが、やっぱりテーマそのものを、常任委員会がダブったらいけませんし、共通するものもあるわけですから、そういう意味での、そういう正副委員長会議でテーマの調整とかその辺もやっていただいて、さっき話があったんですが、意見交換会、あるいは団体との交流、視察というものもありますが、さっき大学との契約というのがございましたけれども、やっぱり今までの大学の先生の話というのは、議会改革とか、あるいは地方分権とか、そういうようなものに偏っておったように思うんです。だから、これからは広い範囲での政策的なものについて大学の先生にお話を聞いて検証するというようなものも大事じゃないかと思しますので、そういうものを含めてまた提案をいただきましたら、後へ論議をさせていただく方向で持っていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

【竹井委員長】 わかりました。

今、議長のほうから、調整のほうはやっていくことと、コンサル、それからシンクタンク、大学との契約も少し予算化してほしいということを要望しております。こういうところへまたそういうものもうまくくっつけば政策ごとの勉強会もできると思しますので、またその辺については議長のほうにお任せをしたいというふうに思います。

第8条の、一番最後になりましたが、委員会ごとの政策づくりとそれに伴う市民との意見交換という部分の課題につきましては、今、報告と議論をしていただきましたナンバー3、ナンバー4の資料に基づいて、改めて議長のほうへお任せをしたいというふうに思います。

それから、第9条の議会及び議員と市長等との関係で、反問することができるということにつきましては、きょうの午前中の議会運営委員会で反問権のやり方については既に報告がされ、議運でも了承されております。市長も同席のところ確認がされておりますので、また会派に戻られまして少し確認をお願いしたいと。これも、きょう段階で原案については確認をされております。

それから、10条の市長の提案説明、ここについてが、一番まだ完全に整理がついていないところでして、特に重要な政策というところを今後もう少し明確にしておく必要があるのではないか。これは同じことをずっとこれまでの委員会でも言っておりますが、当初、

10年以上の計画でずっと出しておりましたが、あと、それ以外に、実施計画以外のもの、きょうも、20日に主要施策の報告書をいただいておりますけれども、あの以外で、予算計上前の新規事業なんかこれに該当するのではないだろうか。それから、既存政策が大幅な転換を行うとき、こういうものも1つの重要な政策になるのではないかと。このことが、先ほど報告しました、この自由討議のフローの右側に、これは本会議のときのフローになっていますけど、本会議以外で、この右側のところの会議をする前の自由討議の活用というも言われておりますので、そういうものを使いながら重要な政策の議論をする場合については自由討議の場ということで設けてありますので、そういうところを活用するのかどうかとか、それから、1つ飛ばしまして、議決を要しない計画等での議会の意見反映、これが自由討議であったり、委員会協議会、全員協議会での自由討議というふうなところでの議論になるんだらうと思いますが、ここら辺が、アバウトには考えはできておるんですけど、完全なものに今なっておりませんので、今の段階ではこの程度で一たんおさめたいなというふうに考えております。

特に一番上の重要な政策の定義については、ちょっと、完全に決め切れなかったと、事務局との調整の中でも決め切れていないので、今のところ思いつくのはこの程度かなというふうなことです。もし、御意見があればちょうだいしたいと。こちらサイドとしては、予算化されたものは重要な政策とは言いにくいだろうと。予算化される前のものを前提に重要な政策と置いたほうが、少し議論がしやすくなるんじゃないかなというふうな考え方です。基本計画は決議事項になっておりますので、これはまた別の対象になってまいりますので、基本構想、基本計画以外の中でこういうものが絡んでくるんじゃないかなと。もし御意見なり確認があればちょうだいしたいと思います。まだまだ、これは改選以降も議論が続くというふうに考えております。イメージとしてはよろしいですかね、とりあえずこんなイメージをつくってみたくんですけど。

あと、また、企画や総務の部分と議会事務局のほうでもう少し、これも交通整理が要るかなというふうな、2部署で、行政サイドと議会サイドで、もうちょっと具体的な、細かな煮詰めた作業も必要かなというふうには考えておりますけど、ある程度こっちが案を出さないと向こうも議論ができませんので。私の感じる限りではこんなところしか出なかったと。よろしいですかね、1つの考え方を今提起させてもらっていますので。

じゃ、重要な政策についてはまた今後も検討をするということで、議長さんへの答申についてはさらに協議をお願いしたいか、検討をお願いしたいというふうなことになるうか

と。1つの考え方としての提起はこのようなものとさせていただくと。それでよろしいですかね。やらないとわからないんですけど。

じゃ、特に御発言がないようですので、こちらからの考え方の中で、答申については出させていただきたいと思います。

それから、11条はいいですから、12条の行政の監視及び評価。先ほども監視、評価があって、今回は決算委員会における監視、評価の機能について、まずはすぐやる。これもまた、こればかりではありませんので、とりあえず決算が一番重要なテーマだということで、これも既に議長のほうで提案をされて、委員長報告の中に織り込むというふうなことでなっております。それから、決算特別委員会においても必要であれば自由討議を進めていくというふうなことも確認されておりますので、皆さん全員委員になられますので、またそのタイミングで御意見等あれば御披瀝を願いたいと思います。

それから、政策の形成及び提言については、積極的に政策の立案及び提言をどのように行っていくのかということで、これが先ほどお示しをしました自由討議の場の設定ということで、新たに、委員会でもこの9月の委員会から、委員長または委員の提起によりまして自由討議ができるようになってきました。9月は余り大きな議題はないような感じでしたが、大きな議案が出たときには自由討議をします。討論の前にやりますので、理事者の出席の有無については委員長判断というふうなことでなっておりますので、この場所で各委員会が自由討議をやるというふうなことで決まりましたので、ぜひまた確認をお願いしたいと思います。

それから、議員間の自由討議についても、ずっと同じことを繰り返していますが、常任委員会、特別委員会、それから全員協議会というもので、全部、これはそれぞれ自由討議をやるというふうに確認はされておりますので、多分、全協ですとか常任委員会協議会については、先ほど言いました重要な政策とか議決を要しないものとか、そういうものの意見反映の場としての活用が今後生まれてくるんだろうというふうに思います。これもまた、その都度の、多分議論を踏まえながらになりますが、少し、全協についても活用の幅が広がってくるのではないかなというふうに考えております。ちょっとダブリますので、自由討議についてはいろんな場面で活用されるというふうなことで既に確認はされておりますので、お願いをしたいと思います。

それから、政務調査費、15条です。さっき、前のところでありましたが、これにつきましてはほぼ確認が終わっておりまして、ホームページと市議会だよりにおける政務調査

費の公表の検討ということで、21年度分からホームページをと。ホームページの場所なり、いろいろありましてホームページは若干おくれておりますが、図書室で閲覧はもうできるようになっておりますので、各会派の収支報告書と会計帳簿についてはもう既に閲覧ができる状況になっております。そのとおりですね。公表の範囲、それから責任者の対応、閲覧場所。

それから、さらに、使途基準の明確化ということで、これも政務調査費ができて以来、一度も改廃がされていないというふうなこともあります。ただ、実際の運用は行政サイドの運用を準用しておりますので、さまざまな面が大きく変わっている部分もあります。そういうこともあって、これは、来期からの方向性としては経理担当者会議。今、会派には経理担当者が1名つくってあると思います。どなたかが経理担当者、会派長がそのトップになりますけど、ここで経理担当者会議を開催するというふうなことを今後検討してもらうようになっております。その中で、毎年の変化点、それから帳簿等の標準化、若干、今回、標準化になっていない部分もあるということで、帳簿等の標準化も含めて、来期以降これらについては積極的にやるというふうなことは確認をしております。ですから、会派長と経理担当者は過去3年間の責任を負うことになりますので、これについてはもっと慎重に今後進めていきたいというふうな考え方で事務局としては対応するというふうな確認をしております。

ですから、ホームページだけ公表がおくれておりますけれども、あとについては既に公表が始まったということでございます。ですから、政務調査費については、少し前進をしていると。よろしいですかね、これについても。

それから、第16条の政治倫理につきましては、既に倫理条例が6月に制定をされたので、あと、11月の臨時会で、16条の中身が若干変わります。政治倫理条例による何か何かをちょっと入れるようになっておりますので、これは11月の臨時会で新たに提案をすると。この条例を織り込んだ条例に変えると。これは以前からこの委員会でも確認されておりますので、入れることといたします。

それから、17条の議員の定数。現在、定数条例がありませんので、これについて今後どのように取り扱うのか。これは、今の段階では政治倫理条例もできましたので、議員定数条例も本来あるべきだと思いますが、前回、賛否ほぼ同数に近いような形で結論を迎えましたので、現22名で条例を起こすのか、また、新たな動きがあって少し削減したような数で起こすのか、そのような議論まで待つのか、とりあえずは現22名を一たん条例化

するのか、この辺については改選以降の中で議論を待ちたいと。少し方向性が出しづらいことでございますので、改選以降で、少しこれについては御議論を願おうかなというふうに考えております。要するに、必要なかどうかという話です。必要であれば、それが22なのか、改めてまたみんなで議論して少し定数をいじるのか、ここの結論が出ない限りは、現員での定数条例への提案というのはちょっと難しいかなというふうに考えておりますので、これも検討課題として申し送りしたいというふうに考えております。

それから、議員報酬については、これも改正をしましたわけですね。議員報酬についてもこの前の代表者会議の中で、法によるもの、人事院勧告によるものについては市長提案というふうなことで確認がとれておりますので、あくまでも議員が発議して報酬を上げたり下げたりするというときだけがこの条例における提案というふうなことで代表者会議で確認をされておりますので、改選以降の11月だったか12月1日でしたか、一部改正があるみたいですが、これについては市長提案というふうなことで確認がされております。

それから、第8章の議会改革推進、これも今回の議論のテーマの1つですので、事務局から内容について報告をいたさせます。

事務局長。

【浦野事務局長】 資料ナンバー6をごらんいただきたいと思います。

亀山市議会議会改革推進会議規則案。

目的、第1条、この規則は、亀山市議会基本条例（平成22年亀山市条例第29号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、亀山市議会議会改革推進会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

所掌事項、第2条、会議は、議会が継続的に議会改革を推進するため、下記の事務を所掌する。第1号、地方分権の時代にふさわしい本市議会のあり方の調査、研究。第2号、社会情勢や他市の状況等本市議会を取り巻く環境の調査、研究。第3号、亀山市議会基本条例における目的達成の検証。第4号、前3号による調査、研究、検証のもと、本市議会の改革の推進。ダブっておりまして第5号になります。申しわけございません。その他会議の目的達成に必要な事項。

次、役員、第3条、会議に次の役員を置く。第1号、会長1名。第2号、副会長若干名。第3号、幹事若干名。第2項、役員は会員の互選とする。3項、役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。第4項、補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間と

する。

裏面へ行きますして、会長及び副会長、第4条、会長は、会議を代表し、総会及び役員会の議長となる。第2項、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

会議、第7条、総会及び役員会は、必要に応じ会長が招集する。第2項、総会は次の事項を決定する。第1号、規則に関する事。第2号、役員を選出に関する事。第3号、その他会長が特に必要と認める事項。第3項、総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、会長がこれを決する。第4項、第2項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、役員会において決定する。

会議の公開及び傍聴、第8条、会議は、原則としてこれを公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。2、会議の傍聴に関し必要な事項は、亀山市議会傍聴規則（平成17年亀山市議会規則第2号）を準用する。

委任、第9条、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

以上です。

【竹井委員長】 ただいま事務局長から、議会改革推進会議規則案ということで御報告をいたさせました。

これにつきましては、三重県の改革推進会議の規則をとりあえずそのままコピーしたものをここに原案として載せさせていただきます。ただ、先ほど事務局とも、私も、これ、まだよく見ていなかったんですが、少し整理をする中で、もう少し文書的にも整理の必要があるかなという部分もありますが、とりあえず原案として今回お示しをさせていただきました。特にちょっとわかりづらいのが、役員会の定義がない部分もございまして、役員会はだれが何名で構成するんだとかという部分とか、それから、会員というのがあるんですけど、会員の定義もここには入っておりません。多分会員というのは議員のことを指しているんだと思いますが、そういう会員の定義がないところ、それから、会議と総会との関係とか、若干、三重県議会のほうの内容を手に入れて原案としてつくりましたけれども、もう少し内容的に精査する必要があるかなというふうなこともございまして、とりあえずこういう形で、改革推進会議の規則案としては提起をしたいというふうに考えております。これについても、これから少しこれを詰めるというのは大変時間的に余裕がありませんので、一たんこれをたたき台として、改選以降の早い段階で会議規則案として制定をしてい

ただきたいというふうに考えております。

ただ、この会議規則ができますと、自動的にこれは会議規則の中の正式な会議として位置づけられますので、会議規則の条例改正が伴いますので、そうして初めてこの会議自体が正式な会議として認知をされていくと。そういう作業もまだ残っておりますので、もう少し、これについては議論を重ねていく必要があるかなというふうには考えております。

県のほうは、会員というのは全員参加の会と。議員は全員参加をしてこの会をつくっていると。それから、今の会長は、前の議長をされた方がそのまま2年ということで継続をして、前の議長さんが継続して今会長さんをやられている。それから、県におきましては、役員会というのが裏のページにありますけど、基本的にこの役員会を中心に議論が進められているということだそうです。役員会というのは、3条に言う会長、副会長、幹事というところで役員会を構成して、少しそこでいろんなものをもんでいるというふうなことも聞いておりますので、そうなりますと、役員会の定義とか会員の定義とか、それから、総会で言う、総会は、規則とか、そういうことしか書いてないので、この推進会議自体の運営もちょっとわかりづらいところがありますので、きょうまでに整理が間に合わなかったものですから、一たんそういう懸案事項も含みながら来期へ、規則設置に向けて動きたいという考え方になっております。

よろしいですか。こういうものをつくるということですね、ないと動きませんので。そこについて確認をお願いしたいというふうに思います。特になければ、この案で一たん…
…。

伊藤委員、どうぞ。

【伊藤委員】 内容については精査していただくとは思いますが、8条に、ここの出席委員ということが出てきていますので、この委員が何なのかだけ、また確認しておいてください。お願いします。

【竹井委員長】 わかりました。

また見ていただいて、ありましたら事務局のほうに言っていただきたいと。あくまでも原案になっております。今の部分につきましては、また確認の上、出席会員ってなるのか委員なのか、確認をしたいと思います。まだまだ粗いものでありますので、来期以降でもう少し詰めさせていただきたいというふうに考えております。

ほか、よろしゅうございますかね。気づかれた点、もしありましたら。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 わかりました。

じゃ、一応、案とは書いてありますが、本当の原案ということで、改めてこれをもとに案をつくった上で、また議論をしていきたい。

それから、あとは、20条につきましては先ほどからいろいろ出ております。サポート体制の問題。事務局だけでは非常にいろいろ課題もふえてきます。これからまた委員会での調査活動も入ってきます。この改革会議なんかの活動も入ってくるということで、議長のほうが、なかなか陣容が厳しくて、会議録がなかなか間に合わないというようなことをいつもおっしゃっていますが、本音とすればもう一人、二人、事務局強化をしていただければ一番ありがたいんですけど、なかなか、予算のこともあって難しいと。そういうことも含めて、もう少し外部機能を強化したほうが手っ取り早いかなと。職員さん1人の人件費があれば相当のことができますので、そういうことを、今後これも入れておきたい。

それから、21条の図書室の充実については、またこれもいろいろ、使い勝手のいいものに、皆さんの御意見をちょうだいしたいというふうに考えております。

最近気づいたんですけど、余談で申しわけないんですけど、議員が議会で執務できる体制になっているんだろうかという疑問が最近起きてきまして、会話のための議会にはなっているけれども、議員がここでいろいろ仕事を進めていくということについては弱いんじゃないかなと。そうすると、どこで仕事をするんだってなると、家でするの、ここでするのってなると、もうちょっとこの機能強化も、議員のための執務強化というものがもっとあっていいんじゃないか。ですから、ここに自由に出入りして自由に資料がつくれて自由に調査ができる、そういう機能を多く持てば、いつでも多くの議員がここへ出入りして、ちょっと顔を合わせればいろんな会話もできると。だから、会議がなければここに来ないんじゃないかと、会議がなくても自由にここで調査したり資料作成したりという機能がもっとあっていいんじゃないかなというふうなことによろやく気づきました。

そういう意味からいくと、これも予算化の問題、図書室の充実もあわせてそうですし、機器の充実も、実は私たちが使える機能というのはほとんど会派室にあるものしかありませんので、コピーをするにも一回一回頼まなきゃいけない。ほかのことをしたくてもなかなかできないと。もう少し議会の充実のための予算化も、私は要るんじゃないかなと。

議員の執務機能の充実というのはここにうたっていないんですよね、よく考えたら。議会の事務局機能はうたってありますけど、議員の仕事をするための機能強化というのはこの議会基本条例にないんですね、よく考えたら。これが一番重要なところではないかなと

いうふうな感じがしておりますので、また今後、そういう面も図書室機能強化とあわせて、自由に私たちが使える道具をもっと充実してもらうような方向性も要るのではないかな。会派室の機能だけではなくて、そのことも今後進めていかなければならないというふうに思っておりますので、ぜひまた皆さんもいろんな御意見をちょうだいして、ここで執務をするんだと、ここしか場所がありませんのでね。家と議会で執務をしていくという、そのための機能強化があれば、さらに議員の資質が上がっていくというふうな感じも持っておりますので、ぜひまた御意見をいろんな場面でちょうだいしたいというふうに考えております。議員はどこにも書いてないですからね。責務しか書いてないので、図書室の機能とあわせて、少しまた御意見があれば、今後ぜひお願いをしたいというふうに思います。

それから、最高規範性は、これは何もありませんので、第10章、これも、一番重要な検証、見直しにつきましては、今の段階で全く案はございません。まずは改革推進会議をつくって、その中の議論の中で検証、見直しというものをどう進めていくか、多分、その議論になるのではないかなと。あり方ではまだ早過ぎるというか、まだ手探り状態ですので、ここについては完全な今後の検討課題にさせていただきます。ここは改革推進会議設置後の課題というふうなことで確認をさせていただきたいというふうに思います。

以上が、少し、私1人しゃべっていましたが、条例制定後にいろいろ課題とされるべきものの整理です。これはあくまでも入り口ですので、今後、ますます皆さんのほうの御意見をちょうだいして、さまざまな場面で改廃をしていかなければならないと。要するに、時代に合った議会運営に変えていくと。ようやく始まったところですので、議長に大変、ここ一、二カ月精力的にいろいろやってもらってございましたけれども、今後、我々がまた引き続いて、新たに11月以降議員となられた方についてはこの精神を受け継いで積極的に進めていただきたい、また、いかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それで、もう一点、事務局と今話をしておりますのが、せっかくこういう資料ができましたので、ここに関連する条例を全部、昔載せていたんですね、ここへこういっぱい、こういうものもどンドン、改廃したら追記をして、もっとわかりいいものしていくのと同時に、もう一つ懸案が残っております、どこが議論をするんだということ。一番ここに代表者とか議運と書いてあるんですけど、例えばさっきの常任委員会の調査の要綱なんかは、どこがこれをやるんだらうかと。さっきもちょっと議論していたんですけど、議運でやるものなのか、正副委員長会議でやるものなのかと。全部基本的には議運に最後はなるんで

しょうけど、素案の検討や改正の検討をする部隊と、最終的に議決をする部分と、2種類持ったほうが、正副の委員長がいないところで議運が一生懸命この議論をしても何かそぐわないという部分もあるので、政治倫理の条例は政治倫理委員会で作りましたし、これの横っちょに、議論をするところと、最終的にどこで決議をしようかというものも少し入れながら、これをどんどんどんどん厚くしていけば非常にわかりよいものになるだろうということで、そこまでの交通整理ができなかったんですけど、またこれも今後少し充実をして、これが1つの形と、我々が持つものというふうにできればなというふうに思っております。

今までいっぱいいろんな要綱とか規則とかをつくってもらいましたが、代表者で議論したり、議運で議論したり、さまざましておりますけど、またいろんなものができてきますよね、これ、要綱とか。どこが議論するということをまた意見をもらわなきゃいけない。そのどこが議論するかを議論する場が要るんですよね、今度。代表者会議になるのか議運になるのか。そこで、この内容はここの委員会やここでやってもらおうと、そういう手順も今後要るなというふうに考えております。そうしないと、改正する部隊がないわけですから、なかなか発議できない。気づけば議論できる場所を明確にしておくということが非常に重要じゃないかなというふうに先ほど事務局とも話をしましたので、また少し、その辺についてもわかるものについては入れておきたいというふうに思います。そうしないと、議論する場所がわからないと、これ、ずっとこのままですから。だれが議論すれば変えられるんだということが書いてない限りはこのままほっておかれますので、少しそういうことも今後必要かなというふうに考えております。

ですから、これまでの議員活動とは違って、さまざまな資料と規則や要綱が絡み合っ、それぞれを熟知しながら議員活動をしていくような時代が来てしまいました。私らが議員になったころは何にもなかったですけど、これから議員になる人はそれを覚えるだけでも多分大変な作業が入ってくるというふうになりますけど、そのほうが早く議員の資質も高まるだろうというふうに。

一応、ちょっとそういう課題も入れながら、このスケジュールについてはもう少し整理したものにして議長さんのほうには提案をしたい。

最後に、一応、今の段階で考えられる検討項目についてはそういう整理をさせていただきます。このことを全部整理して、3の項に移らせてもらいますが、9月の定例会への最終報告と議長への答申ということに入らせていただきます。

午前中の議運で議長から、9月末をもって委員会は解散をします。そのときに委員長報告も行うと。さらに、委員長報告等、今議論させていただいている部分については10月の全協でまた報告をするというふうなことで確認をいただきました。この後、事務局のほうで、きょうの会議の内容も含めまして少し整理をして、多分、きょうお渡しした資料は全部添付資料という格好になって、この上に1枚表紙をつけて、それが最終日に報告する内容のものがついて、最終日になりますけど議長さんにお渡しをしようと考えておりますので、その辺については御確認をお願いしたいというふうに考えております。9月30日をもってこの委員会は閉じるということで、約2年半か、長きにわたる委員会でありましたけれども、それをもって終わりたいというふうに考えております。

ですから、また委員長報告につきましては正副のほうで整理をさせていただきますので、多分、忙しいときですので、御一任を願いたいと。よろしゅうございますかね。30日に議長さんのほうに答申書をお渡しすると。本会議が終わった後に答申書をお渡しして、次の議長さんのほうへ引き継がれていくというふうになります。

それから、最後に、これがお手元のほうに配付をさせていただきました完成品です。4月20日の全員協議会でお渡しした資料に、あのかのときの条例文から大きく、6月提案までに変わりましたので、この黄色の部分が抜けたものは皆さんのほうに全部お渡しをしました。今回は、この黄色の部分ですね。これは議員しかついていないものですが、これを少し整理して、これで完成品、最終版ということで、最後の日にお渡しできました。何とか臼井さんが頑張ってくれましたけど、最後にお渡しをしました。これも一緒に議長さんのほうには添付をして、2年半の集大成がここにあるというふうに思っていたければ。この後、きょうの委員会が終わりました後、全員にこれは配付をさせていただきますので、とりあえず次に議員になるぞという方となられた方は、これを常に持ち歩いていただくように、またよろしくお願いをしたいというふうに考えております。新たに、改選後にまたこれを全員に配付をするというようなことになるかと思っておりますので、これから私たちのバイブルとして、ぜひ活用願えればというふうに考えております。

以上で予定したものは全部終わりましたが、最後ですので、もし何か、御意見、御発言があれば。

水野議長、どうぞ。

【水野議長】 最後ですので、一言、お礼のごあいさつをしておきます。

平成20年3月から非常に長い道のりで、今回で26回という特別委員会を持っていた

できました。また、この特別委員会運営に関して、理事懇談会でいろいろ論議をしていた
だき素案をつくっていただいて、熱心に論議をしていただいたところでございます。大変
お世話になりました。

9月議会で5項目を選考しようということでやっておりますが、きょういろいろ案も出
していただきまして、今後につないでいくということでございます。基本条例ができたか
らそれをやっていくというのは当たり前のことでございますので、議員の皆さんには大変
負担にはなってくると思うんです。だから、今の時代の地方議会というのはそういう方向
にきていますし、やっぱり、皆さんそれぞれの、基本的に議員は何かということから考え
ないといかんという時期だと思いますので、あと2カ月しますとまた選挙があってメンバ
ーが変わりますけれども、議会の運営そのものの精神は受け継いでいかないかんというふ
うに思っておりますので。

きょう、委員長からお話がありましたように、答申を受けましたらそれをまた全協に報
告し、次の議長さんにまたバトンタッチをすると、何らかの格好で申し送っていきたく
思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本当に長い間、御苦労さんでございました。ありがとうございました。お礼を申し上げ
ます。

【竹井委員長】 それでは、私からも、最後です。

さっきも言いましたように私たちが議員になったときは、常任委員会に議案書しかない
という時代でした。だから、補正予算書と議案書だけがぽんと置かれて会議をしていたと
いう時代です。その後、小坂助役時代ぐらいから、ああいう履歴、なぜ変えるのかとか、
さまざまな資料が出るようになった。それから後に来た議員さんはあれが当然と思ってい
らっしゃいますけど、何にもないときに、要は議論するなということですよ、簡単に言
えば。議論できない状況をつくってあったと。それだから、議員自体が、どうも今の時代
に不要なものというふうな表現になってきたと。

私はやっぱり、15年かかったわけですけど、15年たってようやくここへ来たとい
うことから思えば、この2年半の皆さんの議論というのは、非常に助けられたというか、ま
とまって議論していただきましたので、ほかの議員の方たちも反対もなく、珍しいと思
うんですね、全員で賛成をいただいて条例ができた。ただ、おかげでというか、大変なこ
とに今なっているわけですね。いろんなところに新しいものがどんどん今吹き込まれてい
ると。

でも、これが1年、2年たてばまた落ちついてきますので、そういう意味からいくと、皆さんが一番よく知っていらっしゃる方ですから、これからは議会の先導役として、議員の先導役として今後もぜひまたお願いをしたいというふうに考えております。きょうから、また新たな時代がスタートするんだらうというふうに思いますし、簡単な気持ちで議員にはなれないと。やっぱり、議員に来た以上、相当苦しさがあるよというふうな時代にいよいよ入ったかなというふうに考えておりまして、議長にも随分にお世話になりましたけど、それと同時に皆さんにも大変、2年半お世話になりました。本当にありがとうございました。

これをもちまして、あり方委員会を閉じさせていただきます。コンサルも大変いろいろお世話になりました。じゃ、これをもちまして、最後になりましたが閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

了